

関 広 議 第 1 1 号  
平成24年2月11日

関西広域連合  
連合長 井戸 敏三 様

関西広域連合議会  
議長 吉田 利幸

政令市加入に伴う議席配分について

この度、政令市加入に伴う規約改正について、関西広域連合議会としての機能強化に向けた考え方と議員定数案を、別添のとおり取りまとめましたので報告します。

## 議会機能の強化に向けた取組について

関西広域連合議会  
議長 吉田 利幸

### 基本的考え方

- 関西広域連合議会は、二元代表制の下、関西広域連合の責任ある運営を担う議事機関として、その機能を十分に発揮するため、議会活動の充実について精力的に議論を行い、昨年12月に「関西広域連合議会の活動に充実について（第1次取りまとめ）」をまとめ、これに基づく議会活動の充実に取り組んでいる。  
今後も引き続き、議会機能の強化策に取り組み、二元代表の一翼としての役割を積極的に果たし、ガバナンスの強化を図っていく。
- このため、速やかに次の事項に取り組む。
  - 1 基本的な計画の議決等に関する条例の制定
  - 2 常任委員会の複数設置
  - 3 国出先機関の早期移管の実現に向けた国への働きかけの強化及び政令市議会との連携強化
  - 4 国出先機関の移管を見通した議員定数の本格見直しを行う検討部会の立ち上げ（平成25年9月までに結論を得る。）

### 議員定数について

- 政令市加入に伴う議員定数については、府県が構成団体の広域連合に、新たに政令市が加入する観点から、現行規約の基本的考え方は変えずに、国出先機関の移管を見通した議員定数の本格見直しまでの経過措置として、必要最小限の規約変更を行う。
- 議員定数29名
  - (府県)  
滋賀県3、京都府3、大阪府5、兵庫県4、和歌山県3、鳥取県3、徳島県3
  - (政令市)  
京都市1、大阪市2、堺市1、神戸市1